

住宅宿泊事業者（民泊）を営もうとする方へ

令和7年4月1日から

「廃棄物に関する確認書」の確認場所・方法が変わります

①新宿区の組織改正に伴い、令和7年4月1日より、住宅宿泊事業の届出の際に添付が必要である「住宅宿泊事業に伴う廃棄物に関する確認書」の確認（押印）場所が変わります。

（旧）ごみ減量リサイクル課 事業系ごみ減量係（歌舞伎町1-4-1；本庁舎7階）

（新）新宿清掃事務所 事業系ごみ減量係（下落合2-1-1）

②住宅宿泊事業を営もうとする事業者は、発生するごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）の処理方法について、処理業者への委託／区による収集を希望されるかを問わず、原則として、以下のとおり、新宿清掃事務所事業系ごみ減量係に確認・ご相談ください。

収集業者が決まっている場合



①の通り、新宿清掃事務所事業系ごみ減量係で、確認書に記載されている収集運搬業者が許可を有する業者であるか確認の上、確認書に押印します。

収集業者が決まっていない場合



○一般廃棄物処理業者

新宿区のホームページから「一般廃棄物処理業者」で検索

※許可業者一覧（普通ごみ）の中に記載の許可業者と交渉の上、契約してください。

※許可業者の中には、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有する場合があります。

○産業廃棄物処理業者

東京都のホームページの検索ボックスから環境局を指定し「産業廃棄物処理業者」で検索

（問合せ先）東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

Tel. 03-5388-3586

または、

「一般社団法人 東京都産業資源循環協会」で産業廃棄物処理業者の紹介を受けてください。

Tel. 03-5283-5455



業者と交渉したが見つからず、区収集を希望される場合

新宿清掃事務所事業系ごみ減量係にご連絡いただき、交渉先等を確認の上、所管の清掃事務所又は清掃センター窓口をご案内いたします。

※事前のご連絡等がなく、清掃事務所又は清掃センターに区収集のご相談にお越しいただいても、受付できない場合がございます。



担当・問い合わせ先

新宿清掃事務所 事業系ごみ減量係 Tel. 03-3950-3814